

『工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の
判断の基準』（告示改正案）

改正案	現行
<p>Ⅱ エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置</p> <p>1 エネルギー消費設備等に関する事項</p> <p>1-1 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置 (1)～(9) (略)</p> <p>1-2 工場等(1-1に該当するものを除く。)におけるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置 (1)～(5) (略)</p> <p>2 その他エネルギーの使用の合理化に関する事項 (1)～(6) (略)</p> <p><u>(7)エネルギーの使用の合理化に関する情報技術の活用</u></p> <p><u>① 工場等において、製造設備を設置する場合には、ネットワークに接続可能な設備を採用するとともに、設備の稼働状況等に関するデータを活用し、その他の設備と合わせてネットワークを用いて制御することでエネルギーの使用の合理化を検討すること。</u></p> <p><u>② 製品の開発工程におけるエネルギーの使用の合理化に当たっては、試作段階において実機を用いずにシミュレーション技術の活用を検討すること。</u></p>	<p>Ⅱ エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置</p> <p>1 エネルギー消費設備等に関する事項</p> <p>1-1 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置 (1)～(9) (略)</p> <p>1-2 工場等(1-1に該当するものを除く。)におけるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置 (1)～(5) (略)</p> <p>2 その他エネルギーの使用の合理化に関する事項 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>(新規)</u></p>